

ヤングボランティア支援スタッフ（会計年度任用職員）の募集案内

愛媛県教育委員会では、県内の高校生を中心とした青少年の自主的・ボランティア活動の指導・助言等の支援を行うために、ヤングボランティア支援スタッフを次のとおり募集します。

記

- 1 採用期間** 令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます。
その後も公募による採用試験を受験可能です。
※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。
- 2 採用予定数** 1名
- 3 職　　名** ヤングボランティア支援スタッフ
(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員)
- 4 勤務内容**
(1) ヤングボランティアスタッフの活動への指導・助言・引率
(2) ヤングボランティアスタッフの募集・登録
(3) ヤングボランティアセンターの広報・周知
(4) ボランティア活動の情報収集
(5) 高校及び関係機関との連絡調整
(6) その他ヤングボランティアスタッフの支援
※ヤングボランティアスタッフとは、スタッフ登録した高校生
- 5 応募資格**
(1) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
(2) 高校生を中心とした若者に対する理解があり、指導や助言ができること
(3) 教育職員の普通免許状を有する者又は社会教育主事講習等規定第8条若しくは第11条の規定に基づく社会教育士であることが望ましい。
- 6 勤務条件**
(1) 勤務場所
　愛媛県松山市山越町450番地
　愛媛県男女共同参画センター内 ヤングボランティアセンター
(2) 勤務日数及び勤務時間
　ア 勤務日数は、1週間を通じて5日以内とする。
　イ 勤務時間は月85時間15分とし、週29時間以内・1日7時間45分以内とする。
　ウ 勤務日並びに当該勤務日における勤務時間及びその割振りは、別に定めるものとする。
(3) 休暇
　年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)

(4) 報酬等

ア 月額 103,197 円

(ヤングボランティア支援スタッフとしての経験に応じ決定)

イ 期末・勤勉手当

ウ 通勤に係る費用を別途費用弁償

(5) 服務

次のとおり、地方公務員法の服務が適用

ア 営利企業への従事等が可能であるが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週 40 時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届け出が必要

イ 服務の宣誓（第 31 条）

ウ 秘密を守る義務（第 34 条）

エ 職務に専念する義務（第 35 条）

オ 政治的行為の制限（第 36 条）

カ 争議行為等の禁止（第 37 条）

7 応募方法

次の書類を、令和 8 年 2 月 13 日（金）（必着）までに下記応募先宛てに郵送してください。

(1) 必要書類

履歴書

※市販の履歴書（日本産業規格 A 列 3 番の二つ折り又は A 列 4 番）を使用し、最近 6 か月以内に撮影した写真を貼付

※必要事項を記入し、左上の余白に「ヤングボランティア支援スタッフ」と記載

(2) 応募先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課

※封筒の表に「ヤングボランティア支援スタッフ応募書類在中」と朱書きしてください。

※郵便事情等による申請書類の紛失については、一切責任を負いません。

(3) 受付期間 令和 8 年 1 月 26 日（月）～令和 8 年 2 月 13 日（金）必着

(4) 留意事項

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。

イ 提出書類は、返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

8 選考方法及び面接実施日等

・面接選考

・面接実施日 令和 8 年 2 月 18 日（水）

※ 面接の時間・会場等の詳細は、後日、本人に電話・郵送等により通知します。

2 月 17 日（火）正午までに連絡がない場合には、下記連絡先までお問い合わせください。

9 選考結果 選考結果は、書面により、2月末までに本人に通知します。

（本件連絡先）

愛媛県教育委員会事務局社会教育課
担当 豊島

〒790-8570

松山市一番町四丁目 4-2

TEL: 089-912-2933

E-mail: shakaikyo@pref.ehime.lg.jp